

標 津 町

スポーツ振興中期計画

(令和5年度～9年度)

令和5年4月

—標津町教育委員会—

スポーツの町宣言

私たち標津町民は、スポーツに親しみ、スポーツを通して健康で豊かな心とたくましい体をつくり、明るい豊かな郷土を築くため「スポーツの町」を宣言します。

1. スポーツに親しみ、
心と体をつくりましょう

1. スポーツを楽しみ、
ふれあいと連帯の輪を広げましょう

1. スポーツの機会をつくり、
毎日の生活に生かしましょう

(議決：昭和63年 9月20日)

(公表：昭和63年10月10日)

近年の我が国のスポーツ振興の諸施策の理解

1. 平成12年9月「スポーツ振興基本計画」の策定

- ①週1回以上の成人のスポーツ実施率を2人に1人（50%）とする。
- ②総合型地域スポーツクラブを全国各市区町村に1つはつくる。

2. 平成18年9月「第2期スポーツ振興基本計画」

- ①子どもの体力向上

3. 平成22年8月26日「スポーツ立国戦略」の策定

「新たなスポーツ文化の確立」

～すべての人々にスポーツを！スポーツの楽しみ感動を分かち、支え合う社会へ～

- ①人（する人・観る人・支える人・育てる人）の重視

- ・ライフステージに応じたスポーツ機会の確保
- ・安全安心にスポーツができる環境の整備 e t c

- ②連携・協働の推進

- ・トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出 e t c

4. 平成23年6月24日「スポーツ基本法」公布（8月24日施行）

※昭和36年6月16日公布のスポーツ振興法を50年振りに改正

- ①スポーツは、世界共通の人類の文化

- ②スポーツが、青少年の健全育成・地域社会の再生・心身の健康の保持増進・社会や経済の活力の創造

- ③体を動かす欲求だけでなく内在的価値（精神的充足や楽しさ・喜び）

5. 平成24年「スポーツ基本計画」策定

※10年間の方針と5年間の施策

- ①子どものスポーツ機会の充実

- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ③住民が主体的に参画するスポーツ環境の整備

- ④国際競技力向上に向けた人材の養成・スポーツ環境整備

- ⑤国際競技大会の招致・国際貢献・交流

- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

- ⑦トップスポーツと地域スポーツの連携・協働

6. 平成27年10月スポーツ庁の創設

7. 平成29年3月24日「第2期スポーツ基本計画」

- ①スポーツ参画人口の拡大
- ②スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
- ③国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成・環境整備
- ④クリーンでフェアなスポーツ推進によるスポーツの価値の向上

8. 令和4年3月25日「第3期スポーツ振興計画」

◆新たな3つの視点

- ①スポーツを「つくる・はぐくむ」
- ②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」
- ③スポーツに「誰でもアクセス」できる

◆今後5年間の12の施策

- ◎多様な主体におけるスポーツ機会の創出
- ◎スポーツ界におけるDXの導入
- ◎国際競技力の向上
- ◎スポーツの国際交流・協力
- ◎スポーツによる健康増進
- ◎スポーツの成長産業化
- ◎スポーツによる地方創生、まちづくり
- ◎スポーツを通じた共生社会の実現
- ◎スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
- ◎スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材
- ◎スポーツを実施する者の安全・安心の確保
- ◎スポーツ・インテグリティの確保

本町のスポーツ関係団体の状況

1. スポーツ推進委員

委員には12名を委嘱し、地域のスポーツ振興として、「オホーツクマラソン大会」「ふれあいスポーツデー」などのイベント協力を行っています。今後は町内で行われるスポーツ行事に積極的に参加し、推進委員という立場で助言等を行います。

2. スポーツ協会

スポーツ協会は、スポーツの推進と振興、町民の健康・体力づくりを目的に昭和53年に設立され、町内のスポーツ競技の普及振興を中心に活動しています。会員の固定化、高齢化が進み、会員数は減少傾向にあります。

	H30	R1	R2	R3	R4
団体数	14	14	14	14	13
会員数	539	558	545	309	291

3. スポーツ少年団本部

スポーツ少年団の団員数は、少子化とともに児童生徒が年間1人一競技を行う傾向があるため、減少傾向にあります。

1単位団の登録人数が減少しているため、他地域の同じ競技の少年団と合同で活動する団体もあります。この現象は、中学高校の部活動にも言えることです

	H30	R1	R2	R3	R4
団体数	14	14	14	14	13
団員数	223	209	197	164	158
指導者数	65	74	74	70	60

4. 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、地域で身近にスポーツを親しむことができ、「子どもから高齢者まで（多世代）」、「様々なスポーツを（多種目）」、「レベルなどに合わせて参加できる（多志向）」の特徴を持ち自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

本町には、NPO法人標津スポーツクラブすぽっとが平成19年に設立されてから、本町の生涯スポーツの普及振興を大きく担っています。

	H30	R1	R2	R3	R4
会員数	64	59	57	59	67
準会員	41	34	14	16	20

1. 基 本 方 針 (趣旨)

本町のスポーツ振興計画は、「スポーツの町」宣言を行った翌年に平成元年～平成5年までのスポーツ振興中期計画をスタートしました。以降平成24年度までに3回に渡り作成してきました。(途中、町の社会教育計画に組み込み)

その内容は、主に行政担当者とスポーツ推進委員(当時の体育指導委員)等が業務の指標に活用するというものでした。

平成25年度から29年度までは、スポーツ振興計画を作成していませんでしたが、国の「第2期スポーツ基本計画」等に合わせ、本町においても5ヵ年の中期計画(平成30年度から令和4年度)を作成しました。

「第3期スポーツ基本計画(令和4年度～)」や「第3期北海道スポーツ推進計画」と合わせて標津町スポーツ振興中期計画の策定を行い、近年の我が国のスポーツ振興の諸施策も理解しながら『地域スポーツの構造改革』につながるような本町の特性を盛り込んだ計画としました。

スポーツはまちの元気をつくり、幸福で豊かな生活を送るための重要なものです。スポーツによって人間同士の交流を図り、感動・楽しさ・爽快感を味わい、明日への活力を培い、心の通う明るく豊かな地域づくりに結び付いていきます。

本町は、昭和63年10月に「スポーツの町」宣言をしており、その目標の実現を目指し「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツ活動が行えるような諸条件の整備を図り、「活力ある明るい豊かな町づくり」を推進していく必要があります。

2. SDGsを踏まえた計画の推進

SDGsは、Sustainable(サステイナブル)Development (ディベロップメント) Goals(ゴールズ)の略称であり、「持続可能な開発目標」を意味します。

SDGは、2015年9月の国連で採択され、国連加盟193カ国が2016年から2030年までの15年間で達成するため掲げた目標です。環境、経済、社会それぞれの側面から統合的に向上させるため、17の目標と169のターゲットから構成されています。

目標達成に向けて自治体や企業各団体、町民にも役割があり、それぞれ協力・連携することが求められています。

計画にもSDGsの視点を取り入れ、スポーツ振興を推進します。



3. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法並びに第3期スポーツ振興計画（第3期北海道スポーツ推進計画）に基づく標津町のスポーツ推進に関する計画です。

※ スポーツ基本法第10条

都道府県及び市町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところによりその長がスポーツに関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

本計画は、町の各種計画のなかにおいて、スポーツ分野の個別計画として位置づけます。

この計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間としています。

4. 計画策定における柱と具体的方策

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進



【現状と課題】

- ・町民が心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯に渡り誰もがそれぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無、技術、興味、目的に応じて、スポーツ環境に親しむことができる体制整備が必要です。
- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率は全国平均で56.4%（障がい者は31%）、週3回以上は30.4%の状況です。本町においてはさらに低い状況にあると思われます。特に実施率の低い勤労者や女性を中心にスポーツへの関わりを高める必要があります。
- ・超高齢社会となり、自らが積極的に運動と関わり、健康増進や体力向上を図ることは、安全安心で豊かな生活の確保だけでなく、医療費の抑制による財政健全化やコミュニティの活性化につながります。
- ・コロナの影響により1年延期の2021年開催となった、東京オリンピック・パラリンピック大会でのスポーツレガシーの継承・発展のため、「する・みる・ささえる」などのスポーツへとより発展させていく必要があります。

【今後の方向性と目標】

- ・自分の健康は自分で守るという「ヘルスプロモーション」の考え方で日常生活を充実したものにする必要があります。
- ・人と人とのふれあいが町の元気をつくり地域や人を育てるため、町民総参加型事業の一層の充実を図り、スポーツを通して地域住民のコミュニケーションづくりの推進に努めます。
- ・人生が豊かになるためのスポーツの啓発（するスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツ、聞くスポーツ、読むスポーツ等）を図り、QOL（生きがいや生活の質）を高める必要があります。
- ・男女とも20代～50代のビジネスパーソンや子育て世代、女性への工夫した運動スポーツのアプローチが必要です。
- ・NPO法人標津スポーツクラブすぽっとが、町民の健康づくり対策について「行政・団体・住民」の三位一体となった取り組みを考え、実施して行く必要があります。

(2) 幼少期からのスポーツ機会の充実と子どもの体力向上



【現状と課題】

- ・近年、子どもたちの心の危機（工夫できない、社会性・意欲・情緒の欠如、ストレスの増加）や体の危機（動作の未発達、運動量の減少、生活習慣病の増大、運動器不全等）が指摘されています。
- ・遊びの必要条件3つの間（仲間・空間・時間）の減少や親子の絆の希薄化、食や睡眠時間を中心とした基本的生活習慣の乱れも指摘されています。
- ・道内や本町の子供たちは、少年団活動や習いごとの多様化により、運動・スポーツをする子としない子の二極化が現れています。
- ・少子化により、スポーツ少年団活動の停滞が一部でみられることから地域を挙げて子どもを育成する工夫が必要です。
- ・学校教員の働き方改革に伴い、部活動の地域移行が全国的に勧められており、学校部活動と地域スポーツ指導者との連携の在り方を検討する必要があります。

【今後の方向性と目標】

- ・関係者が子どもの体力に係るリテラシーを高め、脳を鍛えるには運動が最良という考えの定着による保護者も含めた意識の変化を図る必要があります。
- ・運動やスポーツにより、できたという「有能感」や、頑張るという「忍耐力」が育まれ、仲間と遊ぶことで思いやりの感性（社会性）や失敗経験による創造性、協調性などの力を引き出す「遊び」の奨励に努めます。
- ・「アクティブ・チャイルド・プログラム」の理解とSNS等を活用した情報発信及び親子も含めた運動への理解に努めます。
- ・中学校部活動を含めたジュニアスポーツを地域全体で支える体制整備を検討します。

(3) 地域スポーツの構造改革の推進



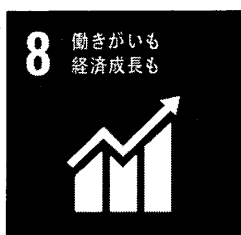
【現状と課題】

- ・スポーツの素晴らしさを伝え、スポーツを楽しめる仲間を増やし、スポーツの輪を広げていける指導者の養成が必要です。
- ・地域コミュニティを支えるスポーツ活動の要である指導者には、地域の課題を把握し地域住民に親しまれる資質の向上を図るための機会の拡充が必要です。
- ・スポーツ協会は、スポーツの経験や専門的力量から競技スポーツの普及・振興のため地域に根を下ろした活動を展開し、地域住民のリーダーとしての自覚が必要です。
- ・NPO法人標津スポーツクラブは、地域住民にスポーツの楽しさを伝える活動を通して、町内での認知度の向上と加入率の増加を図り、生涯スポーツの普及振興の事業展開が期待されます。
- ・地方創生に結び付く町づくりと連動したスポーツ活動の推進が必要です。
- ・真の地域振興は「共助」にあるという官民一体となった取り組みが必要です。

【今後の方向性と目標】

- ・体育系大学との連携協定を行い、幼児から高齢者までの生涯スポーツ事業のより一層の充実と競技力向上及び指導者の養成に取り組めます。
- ・スポーツ親善大使を委嘱し、本町のPRとスポーツ振興並びに「夢・先生」として青少年の健全育成を推進します。
- ・誰もがスポーツを行いスポーツに触れる機会の提供を行い、地域が一体となって、障がい者スポーツの振興を図ります。
- ・競技スポーツの維持、裾野の拡大によるアスリートの発掘・養成は、スポーツ振興に不可欠のものであり、町民に夢や希望・勇気をあたえることから、スポーツ少年団や競技団体の活動を促進します。
- ・スポーツを支えるスポーツボランティアの機会の創出と体制整備に努めます。
- ・交流人口の拡大とスポーツによる地域活性化の促進を図るため、地域スポーツコミッションの理解を図り、スポーツツーリズムや合宿誘致への取り組みを検討します。

(4) スポーツ施設の整備と情報提供



【現状と課題】

- ・町内には、恵まれたスポーツ施設（屋内・屋外）がありますが、老朽化が進んでいます。令和3年度に策定された標津町教育施設整備計画に沿ってのスポーツ施設の整備が必要です。
- ・特に総合体育館とプールについては、整備計画において健全度が低いことから建替えが必要なため、建設場所や複合による建築などの議論を早急に進める必要があります
- ・本町のスポーツ施設は、無料化で推移していますが指定管理者の導入などによる、受益者負担や文化施設との整合性も含め検討が必要です。
- ・家庭や職場であっても総合体育館の利用状況を把握し、申込みもできるシステムの整備やインスタなどSNSを活用しスポーツ情報の提供行っていますがより多くの地域住民に活用できるよう発信が必要です。

【今後の方向性と目標】

- ・総合体育館の遊休の時間帯を多くの地域住民に活用してもらうため、スポーツ備品の貸出や教室などを検討します。
- ・総合体育館の新築については、検討委員会を立上げ、関係者との協議を実施・検討に進めます。
- ・利用者の利便性向上を目的に施設利用（予約）システムの導入を検討します。
- ・施設利用者等からモニタリング等を計画的に実施し、町民からの情報や意見を収集します。
- ・スポーツ事業の展開と施設の管理運営を総括した「指定管理者制度」の早期の導入を目指します。
- ・インスタなどのSNSをより活用し、より早く的確にスポーツ事業の情報を発信します。